

就学援助費の申請について

【申請できる方】

下記①または②に該当し、生活保護やそれに準じる世帯であって経済的な理由によって学校集金等の支払が困難である、または遅延があるなど、就学させることが困難な方。

①小牧市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者

②小牧市に住所を有し、学校教育法施行令第9条の承諾を得て小牧市外の小学校又は中学校に児童生徒を就学させている児童生徒の保護者

【認定】

原則として全員の所得の合計額と小牧市教育委員会の定める基準額（年度、世帯構成、年齢、就学状況、住宅状況等によって異なります。）を比較したうえで、家庭の状況を総合的に判断して認定します。

【就学援助費の内容】

①就学援助費の支給について

- ・受給認定を受けても、学校への毎月の定例集金はお支払いいただきます。
- ・援助費の支給は、各学期末（7月下旬、12月下旬、3月下旬）に小牧市教育委員会より、振り込みにて行います（※支給通知は送付しません。通帳の記帳などにより振込をご確認ください。）。
- ・学校の定例集金が滞っている場合は、個人口座に振り込みをせず、学校へ直接振り込みます。

②就学援助費の金額について ※金額は予定です。

◆新入学児童生徒学用品費（新1年生の入学前または入学時認定者のみ）

小学校 57,060円 中学校 63,000円

※1学期末（7月下旬）にお振り込みさせていただきますが、入学前の支給（2月下旬）を希望される方は、11月～12月中旬に市ホームページ掲載の電子申請フォームから別途申請が必要となります。

◆学用品費等（※月15日以上在学する場合は、1月分を支給します。）

小学校1年生 11,630円（年間） 小学校2～6年生 13,900円（年間）
中学校1年生 22,730円（年間） 中学校2,3年生 25,000円（年間）

◆校外活動費

宿泊無 実費（小学校 限度額 1,600円 中学校 限度額 2,310円）
宿泊有 実費（小学校 限度額 3,690円 中学校 限度額 6,210円）

◆修学旅行費

実費（支払限度額 小学校 22,690円 中学校 60,910円）（一部対象とならない経費もあります。）

◆学校給食費

実費を援助します。

◆生徒会費

実費（支払限度額 中学校 5,550円）

◆PTA会費

実費（支払限度額 小学校 3,450円 中学校 4,260円）

◆卒業アルバム代等（3学期始業式までに認定された方のみ）

実費（支払限度額 小学校 11,000円 中学校 10,000円）

◆オンライン学習通信費

小・中学校 15,000円（年額）※一部対象とならない場合があります。

※要保護者（生活保護）の方に支給されるのは修学旅行費や卒業アルバム代等に限られます。

※小牧市立以外の学校に在籍している場合は、学校給食費は支給されません。

※愛知県立中学校は、学校給食費・医療費が愛知県から援助されます。

※小牧市就学援助費事務取扱要綱改正（令和7年4月1日施行）に伴い、令和7年度から対象費目等が変更されました。改正前の認定者はこの表とは異なりますのでご注意ください。



【申請受付】

市ホームページ掲載の電子申請フォームにて随時受付しています。

※受給認定となった場合は、原則申請受理日が認定日となりますが、3月申請受理分は翌月の4月から認定となります。

※この制度は、毎年度申請が必要となります（認定期間は8月31日まで）。継続申請用の電子申請フォームは毎年6月頃に市ホームページに掲載する予定です。

【問合せ先】

小牧市教育委員会事務局 学校教育課 TEL(0568)76-1165〈直通〉